

令和 7 年度茨城県農村地域活性化人材育成講座実施業務委託仕様書

本仕様書は、茨城県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年度茨城県農村地域活性化人材育成講座実施業務」を実施するにあたって、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1 事業の趣旨・目的

本県農村地域においては、人口減少・高齢化等に伴う耕作放棄地の増加や農業従事者の減少など、地域の活力低下が問題となっている。そのため、農業と他産業、あるいは地域おこし協力隊や大学といった外部人材など、多様な主体が関わりながら、経営感覚を持って地域の新しい魅力・価値を創造する取組が求められている。

そこで、こうした取組を牽引する人材を育成し、新たな取組の事業化を支援することで、地域課題の解決や交流人口の拡大、所得の向上等を図り、もって持続可能な地域づくりを目指すことを目的とする。

2 事業内容

本県農村地域において、農を基点として多角的な視野と経営感覚を持って地域を牽引する人材を育成するための講座を実施するとともに、講座を通じて受講者が作成する事業計画の実現に向けた取組を支援する。

具体的な内容は、次のとおり。

(1) 講座の企画・設計

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で講座内容、カリキュラム、講師選定等の企画・設計を行う。

- | | |
|---------|---|
| ア 時期 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日までの間 |
| イ 受講対象者 | 本県の地域資源を活かした、農に関連する事業や地域づくりに意欲のある者。居住地は、県内外を問わない。 |
| ウ 回数 | 講座：4 回以上（必要に応じて、講座を実践活動に変えてもよい。）
先進事例視察：1 回以上 |
| エ 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・受講者の募集・確保について、事業者が主体となって行うこと。・講座最終回で事業構想が発表できるような設計とすること。・受講者間や外部とのネットワークづくりを加味した設計とすること。・本事業に適合した知見や経験をもつ有識者を講師等とすること。・受講者の講座内容に対する理解を深め、事業実現の一助とするため必要に応じ個別相談やグループミーティングを実施すること。・受講後にフォローアップが可能となるように、アーカイブで一定期間、講座内容を閲覧できるようにすること。 |

(2) 講座の運営

- ・ 講座の開催に必要な講師等との日程調整、会場の確保、講師派遣
- ・ 講座受講者との調整・問合せ対応
- ・ 講座開催に必要なテキスト等資料の作成
- ・ 講座当日の運営
- ・ その他講座運営に当たり必要な業務

(3) 業務完了報告書の作成

業務終了後、業務完了報告書（上記業務を記録した写真、動画や作成した資料を含む）を提出すること（紙2部及びデーター式）。

なお、講座については、必要に応じて動画で記録すること。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

4 その他

- ・ 成果物について、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は、成果物の引き渡しと同時に県に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。
- ・ 事業実施に当たり制作する広告物等には、茨城県の実施事業である旨（県からの受託事業であること）を必ず明記すること。
- ・ 業務の内容、方法等に疑義が生じた場合は、県と受託者において協議すること。